

# 田名部まちなか再生協議会規約

平成24年7月13日制定

## (目的)

第1条 都市再生特別措置法(平成14年4月5日法律第22号。以下「法」という。)  
第46条の2第1項の規定に基づき、田名部まちなかにおける都市再生整備計画  
(以下「整備計画」という。)の作成に関する協議及び整備計画の実施に係る連絡調整  
を行い、その他田名部まちなかの再生に寄与するため、田名部まちなか再生協議  
会(以下「協議会」という。)を設置する。

## (事務所)

第2条 協議会の事務所は、青森県むつ市中央一丁目8番1号に置く。

## (事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 整備計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 整備計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 整備計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要なこと。

## (組織)

第4条 協議会は、次に掲げる会員をもって組織する。

- (1) 地区自治会
- (2) まちづくりに関連する団体
- (3) 市
- (4) その他会長が認める者

2 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 2人

3 会長、副会長及び監事は相互に兼ねることはできない。

## (会長及び副会長)

第5条 会長及び副会長は、会員の中から互選により、選任する。

- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

## (監事)

第6条 監事は、会員の中から、会長が指名する。

- 2 監事は、協議会の会計監査を行う。
- 3 監事は、監査の結果を会議において、報告しなければならない。

(役員任期)

第7条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第8条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 事業計画、事業報告に関する事。
- (2) 予算及び決算に関する事。
- (3) 役員選任及び解任に関する事。
- (4) 規約等の制定改廃に関する事。
- (5) その他、協議会の運営に関する重要事項。

3 会議は、会員の過半数の出席をもって成立する。ただし、委任状を提出した会員は、出席者とみなすものとする。

4 会議の議決は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開とすることにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる会議については、非公開で行うものとする。

6 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議の議決を経て会長が定める。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会で協議が整った事項については、協議会の会員はその協議結果を尊重しなければならない。

(エリアマネジメント支援会議)

第10条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会にエリアマネジメント支援会議(以下「支援会議」という。)を置くことができる。

2 支援会議の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第11条 第3条各号に掲げる事項について、専門的な調査又は検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第12条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、むつ市都市整備部都市計画課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第13条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合は、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成24年7月13日から施行する。
- 2 当協議会の運営は、平成24年度に限り、予算の範囲内で市が行う。

附 則

- 1 この規約は、平成25年3月18日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成25年12月27日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成26年7月11日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、令和3年12月8日から施行する。